

第一回國會議院 労働委員会 議録 第十七号

昭和二十二年十月三日(金曜日)

午前十一時三十五分開議

出席委員

委員長 加藤 勘十君

理事山下 榮二君 豊田川崎 秀二君

理事橋 直治君 理事原 信君

理事三浦寅之助君

荒畑 勝三君 菊川 忠雄君

高上善五郎君 田中 稔男君

館 俊三君 前田 種男君

山崎 道子君 小川 半次君

尾崎 末吉君 寺本 齋君

松本 一郎君 河野 金昇君

綱島 正興君

出席國務大臣

労働大臣 米窪 滿亮君

出席政府委員

労働事務官 上山 顯君

委員外の出席者

専門調査員 大橋 靜市君

専門調査員 濱口金一郎君

本日の會議に付した事件

失業手當法案(内閣提出)(第五二號)

失業保険法案(内閣提出)(第五三號)

○加藤委員長 これより會議を開きます。

前會に引續いて質疑を續けたいと思

す。荒畑勝三君。

○荒畑委員 私はきわめて簡単に二、三お尋ねしたいと思つて、この委員會へ片山總理が來られて御説明の際に、失業者をなるべく出さない方針である。整備は誠實を意味するものではないのであつて、労働力の配置轉換に

よつて失業者をなるべく出さないようにしてまいりたい。やむを得なかつた場合に、失業者が出た際には失業保険等で救済をする。こういう話でありませう。私もそれには満腹の同意を表すものであります。労働省の労働行政の建前もまた、この片山首相の聲明の線に沿つていられるものと承知をいたしてお

ります。しかしその點を推すようでありませうが、労働大臣から、はたしてこの首相の聲明に従つて、さういふ方針をとられるかどうかということ

第一にお伺いしたいのであります。第二にお伺いしたいことは、しかし

政府は整備は誠實を意味しない、なるべく失業者は出さないように、労働力の配置轉換に重きをおくといふのであ

りますが、こういうことは言葉ではたやすく言えますが、實際に行うとしま

すと、なか／＼むずかしいのじやないかと思つて、今富士産業—昔の中

島飛行機であります、その富士産業十七工場に約一萬人の罷業が起つて

います。これはちよつと新しい形の争議であります。賃金の方はどうやら解決

がついたようであります、また解決されない問題が残つておる。それは富

士産業十七工場が、興銀や復金から大

分借金をしておる、七千二百萬圓とい

う借金をしておる。その中の萩窪工場

だけでも八百八十萬圓であります、日

歩二錢三厘の利子を拂ひますと、萩窪

だけでも元利一千萬圓の借金になる。

ところでこれは企業再建整備法の第十

一條かによりますと、新勘定の借入金

はすべて第二會社が繼承するという意味の條項があるのであります、この多額の借入金といふものはほとんど大部分が工賃などの人件費に使われてお

りまして、直接生産の面には使われていない。運轉資金には使われても、こ

く一小部分であります。そこでこの富士産業のような賠償指定工場になつて

おりますところが第二會社をつくる場合に、これが繼承されることになる

なか／＼立つてはいかないのであります。うんと人減らしをするが、賃金を

うんと安くするか、どつちかにしなければ立つていけようがない。これはひ

とり富士産業ばかりではありません。三菱重工業にいたしましても、新潟鐵

工にいたしましても、日立、池貝、日産重工業、みな同じような状態にあり

ます。今年の一月に富士産業で争議が起りました際にも、社長と交渉いたし

まして、社長はこの借入金を第二會社が繼承しないように善處するといふ約

束を與えておるのであります、實際にはそれはいかに、興銀から來た代

表者は、それでは決して承知はしない。そこで單に借金を上げるとか何と

かいうだけではなくして、第二會社が借入金を繼承するといふことをしない

ようにしてもらいたいといふことが、争議の一つの大きな眼目になつて、賃

金の方は片づいたが、この方はまだ片づかぬという状態にあります。企業再

建整備法にこらういふ條項があつて、しかも多くの重要な工場が多額の借金を

背負つておる。その借金の大部分は人

件費に使われておつて、運轉資金にはほとんど使われない、直接生産に使われているのじやない。それを第二會社がつくりそのまま引續くといふので

は、これはどうしても多くの失業者が出ざるを得ない。人員の整理が行われ

ざるを得ない。人員の整理を行わないとすれば、賃金をうんと安くたき落さ

なければ立つていかぬということになる。私はこれは非常に矛盾じやないか

と思つて、さういふ點でも労働力の配置轉換を主として、なるべく誠實

しない、できる限りしないといふことが、新しい労働行政の建前といつた

すならば、この矛盾がどう解決されるものか、その點をひとつお伺いしたい

と思つてあります。

○米窪國務大臣 片山總理が聲明を出されたことは、おそらくこの委員

會の御質問のような點を質問されたときの回答ではないか、説明ではないか

と思つて、労働省としては失業保険、失業手當といふのは、失業対策の

末の末で、失業対策の根幹となるべき対策は、乏しい國力を削いても、ある

いはわれ／＼の努力によつて、何とかして就職の機會を増大しようといふこ

とに全力を傾ける。それがためには全國五百何十箇所の職業安定所を動員す

るなり、擴張するなり、機能の再整備をやつて、これをフルに働かせると同

時に、三百何十箇所の輔導所を十分に活用したい。これは前にも申し上げた

通り、昭和二十一年の求人数が三百萬

に對して、求職者は二百二十萬に達しない、就職の成立したものが百三十萬という状態であるから、このアンバラ

ンスをわれ／＼の行政面においてひとつ克服するように努力する。従つてそ

こに、就職の機會が相當未解決になつておつたものが解決される餘地がある

のじやないか、さういふうまいに考えておられます。もちろん荒畑さん御指摘

のように、企業再建整備法の第十條により、一應第二會社が舊會社の社債で

すか、さういふ負債を繼承することに

なつておられますが、これには全部を繼承するのではなしに、新勘定に所属す

る資産の全部又は一部を出資する場合

において、さういふ條件があるので、多少これによつて第二會社のいわゆる舊

會社に對する尻拭いの責任が軽減されるのではないかと考えておられます。もち

ろん富士産業の争議の内容については、まだ詳しいことを聞いておりませ

んから、さういふことに該當するものであるかどうかといふことを明確にお

答えできませんが、いずれにせよさういつた事例は二つの事例にすぎないだ

らうと思つて、さういふ事例が起り得るだらうと考えておられます。但し

われ／＼としては、はなはだ抽象的なお答えで相済みませんが、ただちにそ

れは人員の整理の結果が及ぶ前に、企業毎に企業の再建といふ面において考

えていくといふこと、企業の合理化、技術なり經營の方面において改善することによつて、ただちに首切りにいく

合理化によつて誠實すべき人間が少くなるのではないか、こう考へておるの  
 でございます。もちろん片山さんがど  
 ういうことを言われたか知りませ  
 んが、われ／＼の目的は、この失業に對  
 する労働政策としては、完全雇傭とい  
 うことを目標としてまいりたいのであ  
 りますが、これはもう荒畑さんすでに  
 御承知の通り、私もまたたび／＼申し  
 上げる通り、資金の面において行詰  
 り、資材資金の面においてほとんど底  
 をついておる日本の現状においては、  
 生産の増強というものが起り得る要  
 因と稱するものが、きわめて材料が少  
 い、またわれ／＼としても、労働者の  
 生産性の高揚のみにまつということ  
 はなしに、資材も施設も、改善し、あ  
 るいは供給しなければならぬ面があ  
 るのであります。それはおのずから制限  
 があるので、従つて今われ／＼が相當  
 強い關心をもつておるのは、生産性の  
 高揚ということなでございます。し  
 かしこれもやはり、いかに労働者が生  
 産性も高揚しようとしても、労働者に  
 對する最低生活費の裏付けというもの  
 がなければ起らないことも自明の理で  
 あります。従つてこの問題を踏  
 を考へていきますと、ここに企業の面、  
 経営の合理化という面から考へて、す  
 ぐ人員の整理という段階をとるにして  
 も、なお若干の私は失業者が出てく  
 る。私も各企業ごとに一人の失業者も  
 出さないといふことは困難であると  
 考へております。そういう者が出て  
 きたときは、職業補導所における勞  
 務の再配置、配置轉換、あるいは  
 公共事業、あるいは公共事業に合ま  
 れておらない新しい事業を計畫して  
 まいりたい。さいわいに五億ドル

のクレジットのレボルディング、プ  
 ンドも貸し與えられたのでございま  
 して、もちろん国内保有量というものは  
 おのずから制限がある。この中の二割  
 はやはり国内に、それ以上保有しては  
 いけないということであるから、そこ  
 におのずから限度がございまして、輸  
 出貿易を振興することによつて、中小  
 工業の發展を促して、その方面へ吸収  
 し得る労働者があり得る、こういうぐ  
 あいにも考へておる次第でございます。  
 さればといつて私は、企業整備によつ  
 て失業者が増大することが絶対にない  
 とは言えない。政府としては、一人  
 も少く、そういう犠牲者を出ないこと  
 を心がけておる次第でありまして、大  
 體において片山さんの言われた線に沿  
 うていきたいと思つておりますが、片  
 山さんの言われたよりもつと深刻に私  
 どもは考へておる次第で、労働省の立  
 場としては全力を盡して、そういう失  
 業者を一人でも少くするような方向で  
 われ／＼の政策を推進していきたい、  
 こういふふうに考へております。

○荒畑委員 せんだつてここで、たし  
 か辻井君の質問に對する労働大臣の御  
 答辭の中に、労働者はその際空腹に耐  
 えてでも生産闘争に努力してもらいた  
 い、こういうお言葉がありました。そ  
 の點も私は非常に同感であります。い  
 わゆる耐乏生活というもので、むしろ  
 今日のような状態のもとにおきまして  
 は、労働者階級が率先して、自發的  
 に、積極的に、そういう意圖を振起し  
 して増産に當るのでなければ、この  
 インフレの悪循環を断ち切ることがで  
 きないとも思つております。しかし  
 それにはやはり一定の條件があるので  
 ありまして、流通秩序の確立とか、や

みの撲滅とか、そういう方策によつて  
 労働者の實質賃金を確保するというこ  
 とがでなければ、それは單なるお説  
 教に終つてしまふ。それではどんなに  
 耐乏生活を忍んで増産に努めよう、ま  
 た政府の方針に協力しようと思いまし  
 ても、なか／＼これは生身の凡人であ  
 りますから、できることではないと思  
 います。

私の望みたいことは大口のやみ屋と  
 いうような者に對して、徹底的にこれ  
 をしほりあげるような政策がとられ  
 て、労働者が、なるほど自分たちも苦  
 しい耐乏の生活を忍ばなければならぬ  
 けれど、しかし一方で政府が、萬人を苦  
 しませておるインフレに乗じて、やみに  
 よつてかえつて反對に利益を得ておる  
 少數の人間に對しては、こういうよう  
 な手を打つておるのだということを現  
 實に見なければ、私はなか／＼という  
 う氣持は起らぬと思つております。

ただ自分だけが耐乏生活を強いられ  
 ておるのは、政府の意圖がどうであ  
 ろうとも、結果においては労働者の職  
 性において政府が手をつけな、やみ  
 屋の利益をはかるというやうな氣持を  
 起させるとしても、私はそれは無理な  
 いことではないかと思つております。大  
 きなやみ屋、やみ利得者に對して高額の  
 税を取立てるといふやうな要求に對し  
 まして、政府はいつとも捕提すること  
 ができないというやうな、のりくら  
 りとした答辭でお茶を濁しておるので  
 は、私はこれはどうも労働者に耐乏生  
 活をしてもらいたくないと思つても、な  
 かなか實際の効力はなからうと思つて  
 きたところももちろんであります。大  
 労働大臣も労働組合に向つて、やみの  
 撲滅に對して協力をしてもらいた

いう要請をしほ／＼なされておられま  
 すが、こういうやみ屋の撲滅なんとい  
 うことに對する、大は政府から小は警  
 察の當局に至るまで三日坊主であり  
 ます。ちよつと一時はやりませんが、そ  
 れがすぐるとも勝手手に、禁止され  
 てる主食物が公然と路傍で賣り擴められ  
 ておる。白いコップが公然と賣られ  
 ておる。眞白なうどんが公然と賣ら  
 れておる。砂糖は私ども何年にも口に  
 入れたことはありませんが、阿佐ヶ谷  
 の驛に行つてごらんさない、百匁三百  
 八十匁で公然と賣つておる。殊に第三  
 國人、あるいは第三國人に名を借りた  
 主食物の販賣は公然と賣つておる。淺草  
 あたりに行けば公然と賣つておる。一  
 體第三國人であらうが、もうすでにそ  
 ういう主食品の販賣は、してはならぬ  
 ことになつておるのだと私は考へてお  
 るのであります。言つた當座はやつ  
 たであります。しかし三日坊主  
 で、もう今日では公然とやつておる。  
 高級の料理店は禁止されておるのであ  
 りますが、しかしいろ／＼な方法で法  
 律の裏を潜つて、高級料理店が營業を  
 しておるのであります。現に私はそう  
 いうところを二人に引張られて行つたこ  
 とがある。仕出しであるとか何とかい  
 う逃避をつくつてやつております。そ  
 ういふことを徹底的に一方でやるので  
 なければ、私はいわゆる流通秩序の確  
 立といふことはできないと思つて。そう  
 いうことを一方でやつておつて、百匁  
 三百八十匁も出せば砂糖も十分に手に  
 はいる。何でも金さえ出せば、高級料  
 理店にでもどこにでも行けるというの  
 では、労働者に耐乏生活は御免こうむ  
 ると言わざるを得まいと思つて。

私は先月の末新潟縣に参りました  
 が、朝九時に長岡發上野行の列車に乗  
 りますと、ほとんどやみ列車でありま  
 す。皆大きな米の袋を抱え込んでお  
 る。その中に乗つておつた一人の朝鮮  
 人のごときは、公然と俺は一斗もつて  
 おると言ひます。こういうことも、  
 とま／＼はなるほど警察が驛頭でそう  
 いうのを引上げますが、しかしすぐま  
 た忘れてしまつたよりにやられてお  
 る。なか／＼そういう列車々々を、一  
 一検査するといふやうなこともむづか  
 しいかもしれせん。人数も足りない  
 でしょうし、むづかしいことかもしれ  
 ませんが、一體に取締といふものはむ  
 しろ主田坊主であります。そういう點を  
 嚴重に行つて、そういうちつぽいなや  
 み屋ばかりではない、一斗くらいを背  
 負つてくるやみ屋ばかりではない、イ  
 ンフレの原動力となるやうな大口のや  
 み屋に對して、徹底的な取締を政府は  
 やる意思があるのか、ないのか。そう  
 してそれによつて、そういう實績、實  
 状を見せて、こういうふうによつてお  
 るから、労働者諸君も耐乏生活をやつ  
 てもらいたい、こういうのでなければ  
 ば、私は實効はないと思つてありま  
 す。その點米運賃労働大臣の御答辭の  
 ほどを私は伺いたいと思つて。

○米運賃労働大臣 一々もつともであ  
 りまして、これは昨日も労働組合の代  
 表者會議の席上でも問題になつたの  
 で、政府としては、労働組合にやみ撲  
 滅運動を起してくれといふことを要請  
 すると同時に、そういうことをお願い  
 する政府みずからが、物資活用委員  
 等の運動によつて、單に掛聲だけで  
 なく、實際に取上げなければならぬと  
 いうことを強く要望されたのでありま  
 す。私としては司法大臣、内務大臣等

に、これらの取締りを徹底するよう  
に、先ほどの閣議に要望してまいつた  
のでありますが、しかし實は荒畑さん  
御指摘のように、現在警察官の給與  
り、新圓成金、その他いわゆる不當所  
得者に對する收税の徹底化ということ  
については、税務官、收税吏等の給與  
なり、あるいはその身邊の安全とい  
うことを政府がやらない限り、能率が  
上らぬ。

そこで給與の問題になつてくると、  
そういう特殊の官吏だけの給與だけを  
上げるということは、今日の千八百圓ベ  
スの問題になつてきますが、その建  
前上非常に困難である。しからば請負  
といふのか、でき高拂いといふのか、  
そういう保證制度にしたらどうかとい  
うことも、大蔵大臣が案を建てており  
ますが、これも大蔵省の考え方による  
となか／＼困難であるといふこと  
で、結局はそういう危険から政府が  
護つてやること、さらにそういう仕事  
をやるには、たとえば警察官に對して  
は危険手当とか、あるいは收税官に對  
しては、能率給を加味したような特殊  
の給與を考へなければならぬといふ點  
も、一つの隘路になつておるのであり  
ます。散漫的な取締りではないかぬ。や  
れといふことになれば、人数を殖さな  
ければならぬ。こういう問題によつ  
て、そういう隘路がたぐさんありま  
するが、いやしくも政府が、労働團體  
にああいうことを提唱した以上は、政  
府みずからが、政府のやるべき限界に  
おいて、ひとつ労働組合のそういう運  
動に對する奮起を促す意味においてや  
らなければならぬ、こういうぐあいに  
考へております。労働省が手兵をもつ  
ておつて、警察官をもつておるならば、

たちまちやります。しかし労働省は勞  
働政策を立てる省であつて、そういう  
ことにあたる警察官もなければ、いわ  
ゆる税務官もないので、これはその關  
係各省に要望するよりほか方法がな  
いのでありますが、昨日のあの提唱  
は、單なる労働大臣の提唱でなくて、  
政府の提唱でございます。政府は今御  
指摘のような點については、強力にそ  
の效果の上る施策を講ずるつもりで  
ございます。

いすれにせよ、われ／＼としては、  
隠匿物資の調査及び摘發、これは委員  
長が關係されておる方面にも連絡があ  
ることになるのですが、やみ流しの資  
材の報告、それから司法官、警察官  
が、何といつてもやみ屋と連絡がある場  
合が豫想せられる。そういうものはど  
うしても政府の手ではわかないの  
で、私どもはこれを労働組合の手でも  
つて摘發してもらいたい。こういうこ  
とを昨日労働組の代表者にお願ひしたの  
であります。また政府の手でどうとい  
いれない問題としては、配給機構の不  
正あるいは横流し、あるいはやみ商人  
のいわゆるやみ行爲、こういうことは  
やはり六百萬人の組織をもつておる勞  
働者が立つてやらなければならぬとい  
ふ點で、特に私はこの點を指摘し、要  
望しておるわけ合であります。

生活を自衛していくために必要ではな  
いかといふことを言つておるわけであ  
ります。こういう提唱をする以上は、  
政府としても相當の決意をもつてやる  
といふことを、ここで御答へ申し上げ  
ます。

○荒畑委員 もう一、二點お伺ひした  
と思ひます。失業保險法の條文につ  
いてお伺ひしたいと思ひます。そ  
れは第二十一條に「受給資格者が、公  
共職業安定所の紹介する職業に就くこ  
と又はその指示した職業の輔導を受け  
ることを拒んだときは、その拒んだ日  
から起算して一箇月間は、失業保險金  
を支給しない。但し、左の各號の一に  
該當するときは、この限りでない。」と  
四つの條件があげられてあります。と  
ころがその中には、爭議行爲の起つて  
おるところに就職を指定された場合  
に、それを拒むことができるというよ  
うな條項はないのであります。私は  
そういう條項をここに明白に規定する  
必要があるのではないかと。すでに職業  
安定法の中にも、先ほどの修正案の中  
にそういうことが明白に規定されてお  
ります。第十八回國際勞働總會  
の、非任意的失業者に對する給付條約  
案といふものの第十一條第一項の八と  
いう條項には、提供せられる位置が産  
業爭議に起因する作業中止の結果とし  
てあてられているときは、提供された勞務  
を拒絶することは正當と見なされる。  
こういう規定があるのであります。か  
ら、この第二十一條の一項から四項ま  
での規定の中に、やはりこういうこと  
を明白に規定しておく必要があるかと  
思ふのであります。これに對する當  
局の御見解を伺ひたいと思ひます。

から御報告のあつた職業安定法二十條  
との關連の問題であります。ああいう  
正當な理由をもつて、あれに該當する  
事例において紹介を拒み、あるいは紹  
介しないという人については、その人  
が失業者であつて、いわゆるスキヤッ  
プとして會社の方から雇入れようとし  
たときに、もちろん職業安定所はこれ  
を拒む。これに該當したときは、そ  
ういふ但書がなくとも、一から四までの  
各號のほかに、もう一つつけ加える必  
要のないほど當然なことでありませ  
う。給付権者たる資格を失わない。こ  
ういふふうには解釋しております。こ  
れの場合に、職業安定法は優先的に  
施行しますから、荒畑さんの御心配は  
ないのであります。

○荒畑委員 もう一つ、やはり第十八  
回國際勞働總會の、失業保險及び失業  
者扶助方法の勸告といふ中の第十二條  
に、失業救済の資金の一部を、居住區  
域以外の土地に就職する者の旅費支辨  
にあてしむべしといふ規定がありま  
す。こういう規定も、この法案の中  
に入れる必要はないのでありませ  
うか。

○荒畑委員 わかりました。これはは  
んのお尋ねをするばかりの語で、私の  
知識が足りない點を補つていただき  
たいと思ひますが、労働組合が  
自分で失業救済制度を設けて、組合員  
に失業者が出た場合には失業手当を組  
合が支給するという場合に、この本  
法と抵觸して執行するようなことはな  
いだろうかと思ひますが、労働組  
合が企業家、雇主との間に、失業手  
當基金を積立てさせるといふような團體  
協約を結んだ場合があると假定いた  
しますと、本法と抵觸して執行するよ  
うなことはないか、それをお聴きした  
い。これは日本ではまだ、あつたため  
にも聞きませんが、またなか／＼當分  
ありそうもないことではあります。し  
かし實例がないわけではないのであり  
ます。かつてアメリカの衣服労働者の  
組合大會で、資本家に、組合が組合員  
の失業手当を出し基金を積立てるので  
なく、平生の會社の利潤の中から、そ  
ういふ萬一の場合に備えて積立てさ  
しておくという決議をやつておる。こ  
れは失業といふものは労働者の責任で  
はない。現在のような資本主義制度の  
もとにおいては、不可避的におこる現  
象なのであるから、その責任は一に資  
本家の負ふべきものである。そういう  
建前からあります。日本にもこの  
いふことが近い將來に起らないといふ限  
らないのであります。こういう場合  
に、かりに會社が労働組合との團體協  
約に基きまして、利潤の中から不景氣  
がきて、あるいは恐慌が起つて失業  
者を出さなくてはならないといふ場合  
には、失業手当を會社が支給する、そ  
ういふ基金を積立てるといふような  
ことが起りました際に、本法と抵觸執行す

○上山政府委員 お答へ申し上げま  
す。それはこの失業保險法の第二十七  
條の費用の支給をいたしまして、範圍  
が若干食い違つてはいるかはしれませ  
んが、趣旨をいたしましては、公共職業  
安定所の紹介した職業に就きますため  
に、住所又は居所を變更するため、  
政府は命令の定めたところによりまし  
て、受給資格者及びその者により生計  
を維持されている同居の親族の移轉に  
要する費用を支給することができま  
す。こういうことに相なつておるわけ  
であります。

るというようなことはないものかどうか、いかがでありますか。

○米窪國務大臣 失業保険というものは、御承知の通り國及び經營者、労働者が三分の一ずつの保険料、負擔義務をもつておるもので、従つて失業保険に關する限りは、かりに荒畑さん御指摘のような團體協約によつて、經營者と労働者の間にさういふ取組みをしたからといつても、法律的にはなんら差支えない、こう考えております。この失業保険の第七條には、官業及び官公吏は恩給その他退職手當をとつて、この失業保険による給付額をオーバーした場合には、被保險者からはずれるということがあります。この法案においては、私企業の場合においてはさういふ規定がないのでございますから、私はそれは失業保険法と兩立できる、さういふように考えております。なぜさういふことを申し上げますかといふと、失業保険というものは、労働者側の立場から考えると、一種の相互扶助でございますから、労働者が相互扶助をやるというところでいく場合において、労働者、經營者各自がその負擔を分擔するということであれば、私はこの法律には觸れないと思ひます。ただ失業手當の場合といふことになると、國だけがこれを拂うのであつて、労働者及び經營者の方では、兩者とも負擔の義務がないのでございますが、同時にそれは、さういふものをやつたからといつて、國は餘分の負擔が加わるものでないのをごさいますから、私は差支えないと思つておりますが、なお少し調査研究しまして、次の機會にはつきりお答えいたしたいと思ひます。

○加藤委員長 それでは今日は質問は

この程度に打ち切りまして、ことによると、明日本會議に職業安定法の緊急上程をしようようになるかもしれないので、その前にあるいは、委員會を開いて採決しなければならぬようになるかもしれないから、もし公報に出ましたら、ひとつそのおつもりで、明日委員會は採決しますから、ぜひ御出席をお願いしたいと思います。  
今日はこれをもつて散會いたします。

午後零時十七分散會